

ひとり親家庭の方へ

◆8月は児童扶養手当現況届の提出月です。

手当が支給停止になっている人も含め、**毎年、必ず提出が必要です**。この届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、未提出のまま2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。

※必要書類が受給者によって異なるため、郵送する案内書類をご確認ください。

◆ひとり親家庭等医療費受給資格者証が新しくなります。

受給資格者証は毎年更新で、有効期間が8月1日から翌年7月31日までとなっています。8月からは7月末頃に送付した新しい受給資格者証をご利用ください。

◆母子・父子自立相談員にご相談ください。

○自立支援教育訓練給付金

対象講座を受講し、修了した場合、経費の60%(上限あり)が支給されます。

○高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、対象講座を6か月以上養成機関で修業する場合に、給付金が支給されます。

※詳しくは、さぬき市ホームページをご覧ください。

【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905



街角の年金相談センターの 年金相談(予約制)

8月20日(火)10:00~15:00 寒川庁舎1階101会議室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。

(代理人がお越しになる場合は委任状が必要となる場合があります)

【問】街角の年金相談センター高松オフィス
☎(087)811-6020 (平日8:30~17:15)

年金事務所の出張年金相談 (予約制)

8月27日(火)10:00~15:00 大川公民館第1会議室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。

(代理人がお越しになる場合は委任状が必要となる場合があります)

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室
☎(087)804-0508 (平日8:30~17:15)

日本年金機構からのお知らせ
**国民年金保険料の納付は便利な
口座振替をご利用ください**

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。

・2年前納(4月~翌々年3月分)
・1年前納(4月~翌年3月分)
・6か月前納(4月~9月分、
10月~翌年3月分)
・当月末振替(早割)
・翌月末振替(割引なし)

令和6年度の振替方法別割引額

※保険料の納付は前払い(前納)するとおトクです!

お申し込みは、預金口座をお持ちの金融機関や年金事務所、または市役所にてお手続きが可能です。その際、年金手帳(基礎年金番号通知書)や日本年金機構からの郵送物など、基礎年金番号がわかるものをご持参ください。また、金融機関届出印などに誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。

○口座振替での前納のお申し込みはお早めに!

令和7年度分は令和6年2月末までにお手続きください。また、口座振替での令和6年度分6か月前納(10月~翌年3月分)のお申し込みの締め切り日は、8月30日(金)です。

※振替方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要になります。※保険料が一部免除されている方は、口座振替の前納制度はご利用できません。

※郵送によるお申し込みの場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

※マイナポータルを経由して「ねんきんネット」から電子申請での手続きも可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

【問】高松東年金事務所 ☎(087)861-3866